

福島国際研究教育機構の検討状況

令和4年3月22日



検討経緯

経緯等

○福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会 報告書（平成26年6月23日）

東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域の産業基盤を回復するために、イノベーションの創出により新たな産業基盤の構築を目指す構想をとりまとめ。

○国際教育研究拠点に関する最終とりまとめー福島浜通り地域の復興・創生を目指してー

（令和2年6月8日・有識者会議（座長：坂根正弘（コマツ顧問）））

国際教育研究拠点の目的、機能、研究分野、組織形態、産学官連携・人材育成等の仕組み、必要な生活環境・まちづくり、今後の工程などについて、具体的な提言をとりまとめ。

○国際教育研究拠点の整備について（令和2年12月18日・復興推進会議決定）【抜粋】

- ・ 「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設する。
- ・ 令和3年秋までに新法人の形態を決定する。

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日・閣議決定）【抜粋】

福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、ひいては、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日・閣議決定）【抜粋】

福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成の中核となる国際教育研究拠点について、国が責任を持って新法人を設置する。

○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日・閣議決定）【抜粋】

国際教育研究拠点については、「国際教育研究拠点の整備について」に基づき、既存施設との相乗効果・可能な限りの統合を目指すとともに、財源・人員面での長期・安定的な運営を可能とする仕組みの設計等を進め、本年秋までに新法人の形態を決定し、本年度内に基本構想を策定する。

○第31回復興推進会議 岸田総理発言（令和3年10月15日）【抜粋】

国際教育研究拠点について、長期・安定的な運営を可能とする仕組みの構築に向けて、関係大臣が自らのプロジェクトとして早急に検討を進め、復興大臣を中心に、政府を挙げて取り組みます。

○国際教育研究拠点の法人形態等について（令和3年11月26日・復興推進会議決定）【抜粋】

- ・ 新法人の形態は、（略）法律（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）を想定）に基づき設立される特別の法人とする。
- ・ 新法人の業務については、関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が所掌事務の範囲内で内閣総理大臣とともに主務大臣として共管する。
- ・ 令和3年度内に、（略）更なる検討の進捗を具体化する基本構想を策定するとともに、新法人設立のための法案について次期通常国会への提出を図る。

国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法に位置づけられた福島イノベーション・コースト構想の規定を踏まえ、福島の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードするため、「**創造的復興の中核拠点**」として国際教育研究拠点を新設し、以下の実現を図る。

- ① 国内外の英知を結集し、福島の**創造的復興に不可欠な研究及び人材育成**を行う
- ② 発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を**世界に発信・共有**する
- ③ ①②から得られる知を基に、**日本の産業競争力の強化**や、日本・世界に共通する課題解決に資する**イノベーションの創出**を目指す

新拠点の全体像

機能

既に立地している**研究施設等との一体的な運用**を図りながら、**自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有する。**

（１）研究開発機能

- 基礎研究も対象としつつ、これまでの**分野縦割りの研究では解決が困難であった課題**に対して、新たに、**技術・手法等を学際的に融合させて取り組み、社会実装・産業化を実現し、産業構造・社会システムの転換**に繋げる。
- 研究分野は、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、を想定。政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等を図りつつ更に具体化。

（２）人材育成機能

- **大学院生等**（連携大学院制度の活用）、**小中高校生等**（高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築）、**地元企業等**（共同研究）を対象とする人材育成を推進。他の研究機関等と連携して、**研究開発・実証を担う人材**を集積・育成。

組織形態等

- **国が責任を持って新法人を設置し、その形態は国立研究開発法人を軸に検討。**
- **関係省庁が参画する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、既存施設との整理等を行い、令和3年秋までに新法人の形態を決定。**

研究環境の整備等

- **実証フィールド**を最大限活用。
- 他の地域では出来ない実証を可能とするための**規制改革を推進**。
- **データ重視**の研究を推進（**DX**に対応した体制構築を含む）。
- **若手や女性研究者**が活躍しやすい魅力ある研究環境、人材育成体制等を整備。
- 民間企業等からの積極的な**投資促進**。
- **多様な機関と密接に連携**するための組織等を構築。
- **まちづくり及びそれと連動した研究環境の整備**を推進。

新拠点の立地・今後の工程

- 既存施設との連携等を踏まえつつ、地元自治体の意見等を尊重して、避難指示が出ていた地域を基本として選定。
- **令和3年度に、新拠点に関する基本構想**を策定。

国際教育研究拠点の法人形態等について（概要）

[令和3年11月26日復興推進会議決定]

「創造的復興の中核拠点」として、国際教育研究拠点が福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて長期・安定的な運営の確保を図る。

機能

（１）研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、福島の中長期の課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発を実施する。

（２）産業化機能

- 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進する。

（３）人材育成機能

- 連携大学院制度を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による産官学一体となった人材育成の推進、地元の小中高校生等に対する継続的な人材育成等を行う。

法人形態等

- 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、法律に基づき設立される特別の法人とする。

- ・ 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（司令塔機能）
- ・ 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与
- ・ 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境
- ・ 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営
- ・ 規制改革推進や情報収集に関する仕組み

- 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画することを目指す。

- 新拠点の立上げに当たっては、各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に、将来規模を拡大する必要が生じた際にも対応できる立地を検討する。

（参考）・関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約14万㎡
・東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約7.8万㎡

共管体制・予算措置

- 関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに共管。
- 長期・安定的に運営できるよう、復興財源等で予算を確保するとともに、外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行。

今後の予定

- 新法人の設立法案について次期通常国会への提出を図る。令和3年度内に基本構想を策定。
- 令和4年夏を目途に策定する研究開発基本計画の策定作業と併せて、新拠点に整備する施設の具体的な検討を進め、福島県からの意見を尊重して立地を決定。

福島国際研究教育機構における研究内容（例）

【福島第一原発の廃炉推進を含む過酷環境下でも使用できるロボット技術の開発】

- 福島ロボットテストフィールドを中心としたロボット産業集積の下地を最大限に生かし、廃炉作業の着実な推進等を支えるための研究開発
- 高放射線下だけでなく災害時や人手不足の産業現場など、様々な過酷環境下で複雑な作業を実行できる遠隔操作ロボットの研究開発など

【持続的な農林水産業の構築に向けた研究開発】

- 無人運転やゼロエミッション技術など最先端ICT技術、ロボット技術等について広大で多様なフィールドを活用した実証研究
- 新たな技術を活用したバイオマス資源作物や薬用作物による循環型生産システムの実証など

【原子力に依存しない新エネルギー・脱炭素社会の構築に向けた研究開発】

- 原子力事故を受けた福島においてこそ、脱炭素社会を他に先駆けて実現するための広大な未利用地を活用したCO2ネガティブエミッション（炭素除去・植物固定等）等の研究開発
- これから進む新たな街づくりにおいて、再生可能エネルギーやデジタルなどをフル活用した先進的な取組の実証など

【放射線科学・創薬医療の推進】

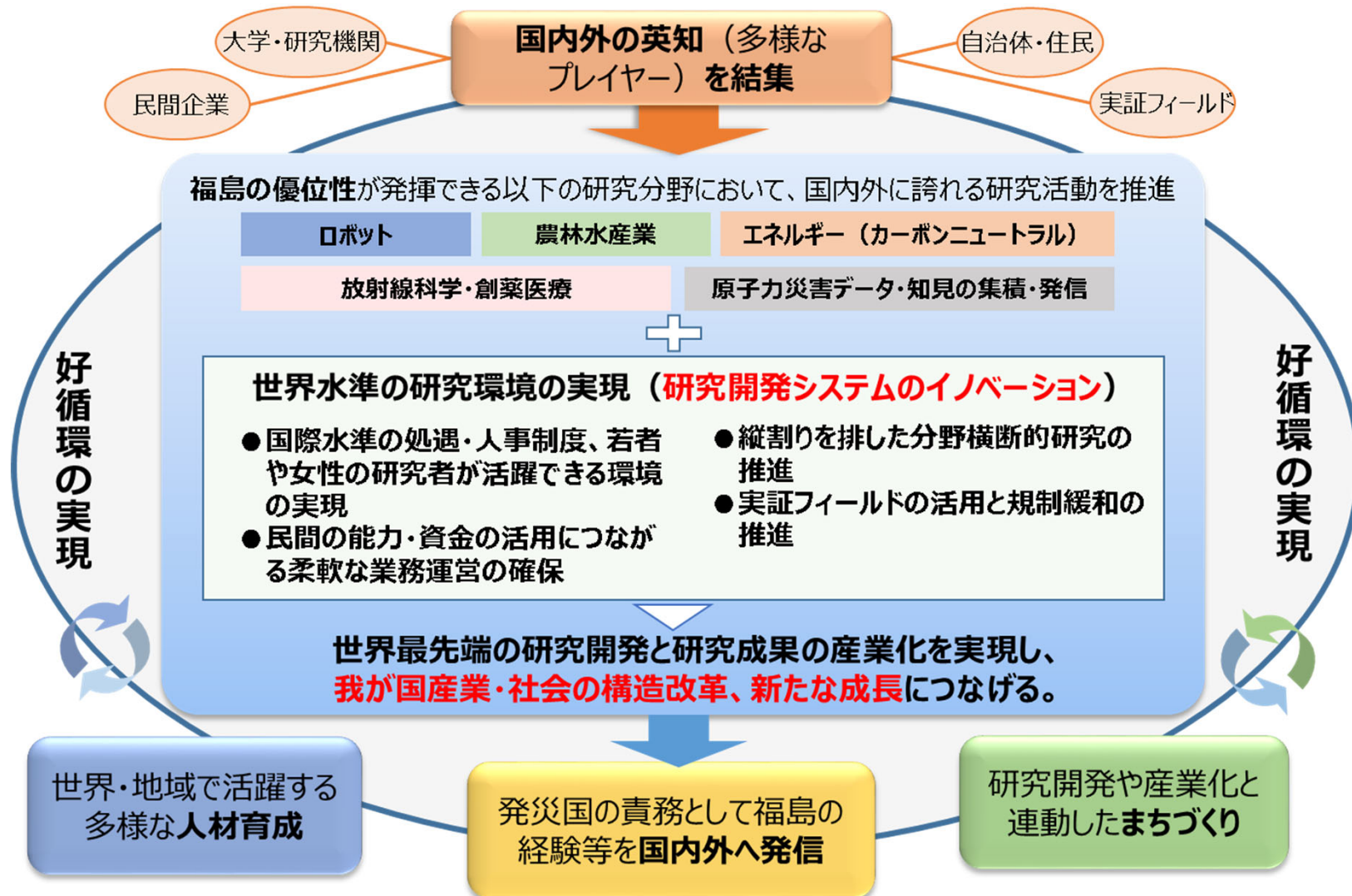
- 有用放射性同位元素（RI）を安定的・効率的に製造する研究や、それらを用いた診断と治療が同時に行えるRI医薬品の開発など創薬医療に関する研究
- 放射線イメージング技術の多様な分野への応用等に関する研究や、幅広い分野の放射線安全に関する研究など総合的・学際的な放射線科学研究など

【原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

- 原子力災害に対する様々なデータや知見を集積し、様々な視点からの自然科学的研究及び社会科学的研究等を連携・継続することで、原子力災害の影響や課題を包括的に分析し、将来の大規模複合災害への対策につなげる研究など

福島国際研究教育機構

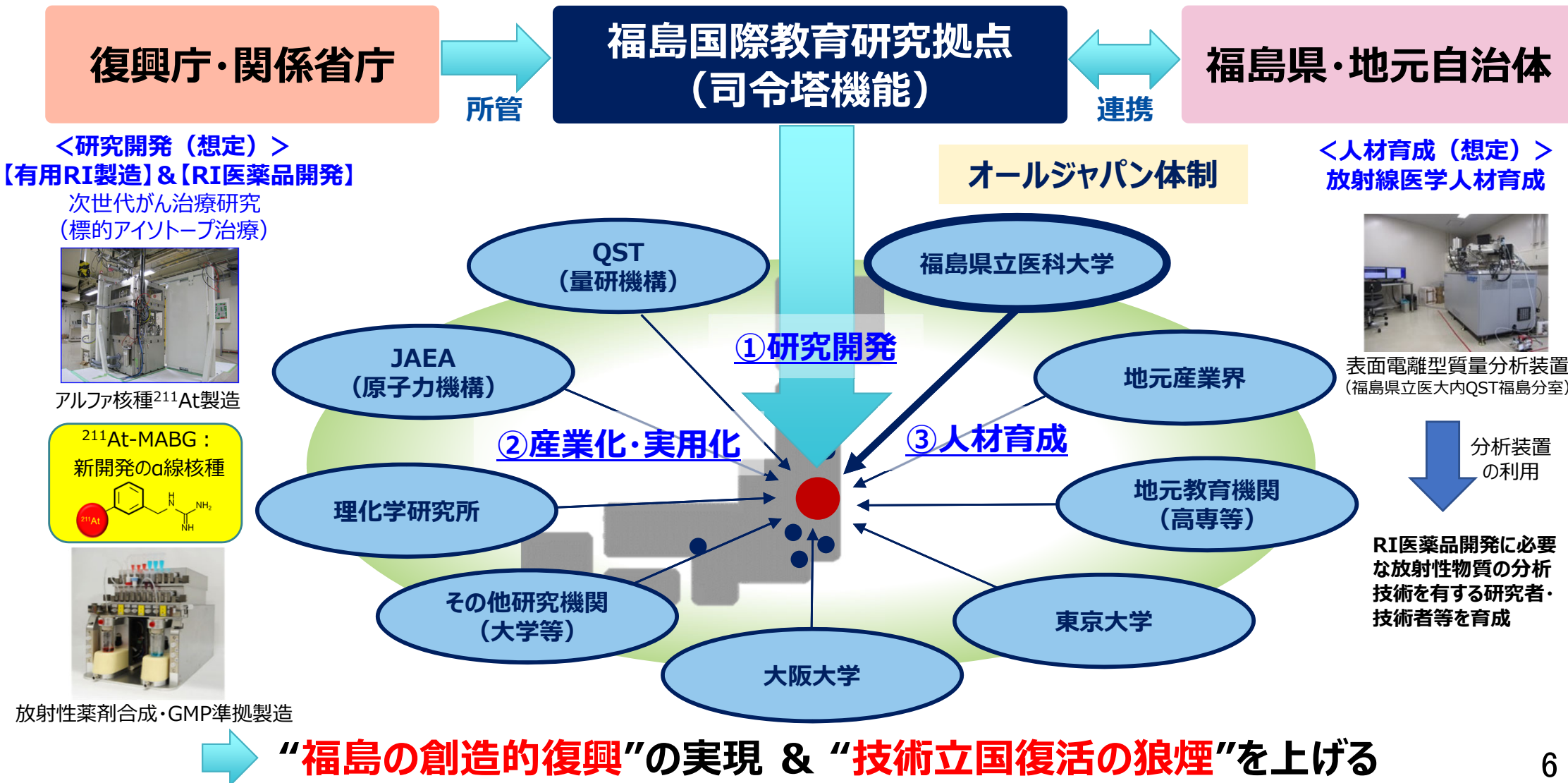
- 「創造的復興の中核拠点」として、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となり、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献し、世界に冠たる拠点を新設。
- 新法人は、法律に基づき設立される特別の法人とする。
- 今年度中に基本構想を策定。



福島国際教育研究拠点 放射線科学・創薬医療分野における構想

文部科学省
提出資料

- 福島の創造的復興の中核を担う福島国際教育研究拠点が、その司令塔機能を発揮し、復興庁・関係府省庁及び福島県・地元自治体と共に、放射線科学・創薬医療分野における①研究開発、②産業化・実用化、③人材育成の3つの取組を一体的に実施。
- 放射線科学の国内ネットワークを構築してオールジャパンの連携・支援による研究拠点化を進めるとともに、当初はファンディングにより革新的な研究開発課題からスタートして拠点における研究者・職員の体制を整備し、インハウス研究で実施する方がより効率的・効果的な段階に進んだ研究開発課題から、インハウス研究への移行・加速に順次着手する。
- なお、特に創薬医療分野においては、RI医薬品の研究開発の実績を有し、研究シーズや加速器等の創薬基盤が整備された福島県立医科大学を軸とすることが、福島発の産業化・実用化をいち早く実現するために効果的。



国際教育研究拠点の具体化に向けて（１）

- 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境等において、研究テーマを提案しており、これらの具体化に取り組む。
- 研究者だけでなく、役員等も派遣し、新拠点の研究・運営に積極的に参画する。

廃炉、ロボット・ドローン

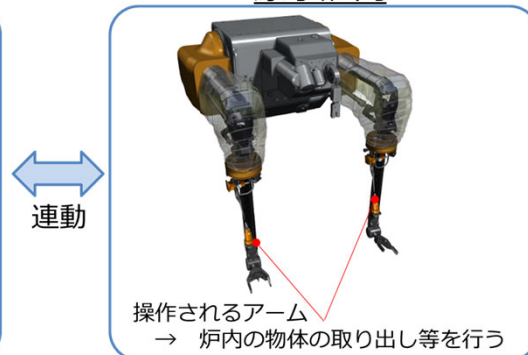
- 福島第一原発、高温高所の産業インフラ、災害現場でのロボット・ドローンの活用が期待。耐放射線性・耐久性、ヒューマンインターフェース、電波環境が悪い中での遠隔操作技術等に関する研究を進める。
- 福島の水素拠点と連携した、水素ドローンの研究開発や、その利用促進に繋がる水素充填インフラ等の標準化も進める。

<ヒューマン・インターフェース技術例>

遠隔地



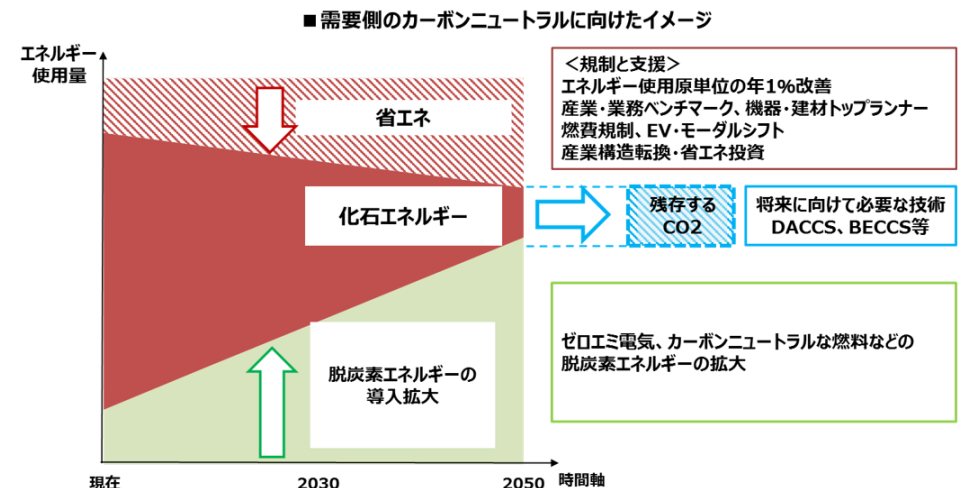
原子炉内



連動

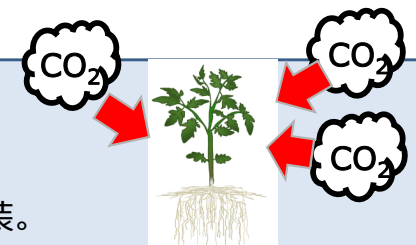
エネルギー・環境

- 2050カーボンニュートラルに向けて、脱炭素化が困難な領域のCO₂排出源の「ネガティブエミッション（炭素除去・植物固定等）」の研究を進める。



例 BECCS分野

ゲノム編集技術を活用し、早生かつCO₂を大量に吸収する植物の生産（次世代植物工場）技術を開発、実装。



- 地元で活躍する人材の育成に繋がることが重要。このため、高等専門学校等との連携が重要。また、新拠点で育成された人材の受け皿となる企業の呼び込みも進める。
- 福島浜通りの未利用地を活用した、この地にしかない実証・実装フィールドの整備も必要。企業の呼び込みの拠点とし、また、地元企業の技術力向上に貢献する。

人材の育成、企業の呼び込み

- 地元で活躍する人材の育成に繋げるため、高等専門学校等との連携。また、育成された人材の受け皿となる企業の呼び込み。
- この他、IAEA等と連携した国際研究者、廃炉に求められる放射性廃棄物の分析・評価を担う人材、復興の教訓を伝承する人材等の育成も進める。



地元工業高校での
進出企業による電池技術の講義



IAEAの原子力人材育成

実証・実装フィールドの整備

- ネガティブエミッション技術の実証フィールド、空飛ぶクルマの開発等を加速するため福島ロボットテストフィールドの機能強化、日本初の超大型X線CT装置の設置など。
- 福島ロボットテストフィールドで開催されたワールドロボットサミット福島大会では、地元企業グループが災害対応部門で準優勝。



テトラ・アビエーション
空飛ぶクルマの研究開発



準優勝した南相馬ロボット産業
協議会の災害対応ロボット
「MISORA」

農林水産分野の研究テーマのイメージ

- **福島**の浜通り地域を舞台に、福島^①の農業関係者だけでなく、最先端の技術をもつ異分野の研究機関や大学、ベンチャー企業等が参集、活用する環境において、**福島**の産業振興に向け、最先端農林水産業ロボット技術を活用した農業や新機能素材、漢方薬原料等の生産・供給などに資する実証研究を促進し、実用化を後押し。

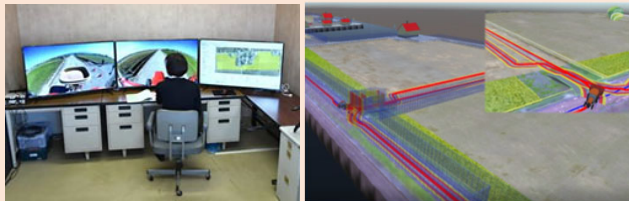
広 大 で 多 様 な 福 島 の 地 の 利 を 活 用
課題先進地である福島浜通り地域だからこそ、新拠点に分野横断的な知の融合・集積がなされる特色を生かし、従来の研究機関では対応しがたい大胆なチャレンジを可能とする研究環境を活用。

研究機関

例①：ICT技術等を核とした サステナブル農林水産業の構築

高度な自動運転技術など
世界トップレベルの技術を活用

【将来的なイメージ】
無人運転やゼロエミッション技術など
最先端農林水産業ロボット技術を活用した
実証研究を展開



農機の遠隔監視室での運用

無人でのほ場間移動



大型荷物を運搬可能なドローンの運用

大型電動トラクタ
高出力パワーエレクトロニクスを搭載した大型電動農機

電子操業日誌
ICTを活用した漁業者支援システム

例②：国産循環資源を起点とした サーキュラエコノミーの構築

高度酵素処理、ナノ技術など
世界トップレベルの技術を活用

【将来的なイメージ】
新機能素材、漢方薬原料等
生産・供給システムの実証研究を展開

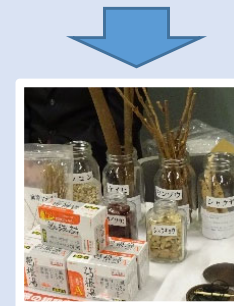
バイオマス資源作物の例



薬用作物の例



新機能素材



漢方薬等

海外機関

大学

ベンチャー
企業等

県、
市町村

農林漁業者

世 界 に 誇 れ る 農 林 水 産 地 へ の 変 貌

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について（概要）

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する**研究開発等に関する基本的な計画**を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正案の概要

（１）新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

（２）福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務**を行う。
- ② **主務大臣（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標（７年）を定める。**
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構は、中期目標に基づき、中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- （１）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- （２）産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- （３）人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- （４）司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- （５）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- （１）司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求めることが可能**。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- （２）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- （３）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- （４）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後８年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

閣議決定日：令和４年２月８日

施行日：公布から３月を超えない範囲で政令で定める日
（一部の規定は公布日）